

償却資産（固定資産税）申告の手引

提出期限：毎年1月31日迄

※土日の場合は翌開庁日

償却資産の所有者は、個人や法人にかかわらず、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）時点で所有する資産を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村に申告していただくことになっています。

つきましては、この手引をご覧ください。とうえで申告書を作成し、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。**【毎年、申告が必要です】**

償却資産申告書を提出する前に記入漏れや誤りがないか下記のチェック項目をすべて確認してください。

提出する前にチェックしましょう		参考ページ
申告書	申告書の記入漏れはありませんか？	P 17
	<input type="checkbox"/> 所有者の住所、氏名は記入されていますか	
	<input type="checkbox"/> 申告内容等について応答する方の氏名・連絡先は記入されていますか	
	<input type="checkbox"/> 関与する税理士等の氏名・連絡先は記入されていますか	
	<input type="checkbox"/> 事業所等資産の所在地は記入されていますか	
	<input type="checkbox"/> 借用資産がある場合、リース会社の名称と資産名は記入されていますか	
	<input type="checkbox"/> 前年前に取得したものの取得価額に誤りはありませんか	
	<input type="checkbox"/> 前年中に減少したものの取得価額に誤りはありませんか	
種類別明細書	種類別明細書の記入漏れはありませんか？	P 18、P 19
	<input type="checkbox"/> 増加した資産の取得年月、取得価額、耐用年数等の記入はされていますか	
	<input type="checkbox"/> 増加事由の欄の該当する数字に○印は付けられていますか	
よくある勘違い	よくある勘違い項目をチェックしましょう	P 3、P 5、P 8、P 9
	<input type="checkbox"/> リース契約の内容によっては、償却資産の申告が必要なため、誤っていませんか（該当する場合のみ）	
	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車は申告対象であるため漏れていませんか（小型特殊自動車は軽自動車税の対象となるため、申告対象ではない）	
	<input type="checkbox"/> テナントが建物に施した内装は申告対象であるため誤っていませんか（該当する場合のみ）	
家屋以外の設備等	税務会計上は家屋として償却していても、家屋の評価に含められない建築設備等は申告対象です	P 6
	<input type="checkbox"/> 各種設備（電気、給排水、ガス）のうち屋外の設備はありませんか（申告対象です）	
	<input type="checkbox"/> 受変電設備、予備電源（蓄電池、発電）設備はありませんか（申告対象です）	
	<input type="checkbox"/> 外構工事は計上されていますか（申告対象です）	
	<input type="checkbox"/> 壁掛型ルームエアコン、ブラインド、簡易可動間仕切の設備はありませんか（申告対象です）	
	<input type="checkbox"/> 文字看板、そで看板、広告塔、機械式立体駐車場（装置）はありませんか（申告対象です）	
その他	非課税申請・課税標準の特例について	P 10
	<input type="checkbox"/> 添付書類は漏れていませんか	

【 目 次 】

	(ページ)
1. 償却資産とは	P3
2. 償却資産の申告について	P8
3. 国税（法人税・所得税）と固定資産税（償却資産）との比較	P9
4. 非課税及び課税標準の特例について	P10
5. 償却資産の評価額の計算方法から納税まで	P12
6. 償却の申告方法	P14
7. 申告書等の記載要領	P17～

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することのできる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを賃貸している方が、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品等が対象となり、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供する」とは、事業を行う者がその本来の業務として行っている事業の用に直接的または間接的に使用できる資産で、税務会計上、減価償却できるものをいいます。

また、自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告時には、**法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表 16 関係等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ記入してください。**

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	外構工事(ネオンサイン・屋上看板等の広告設備・外灯・舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化設備等)、その他土地に定着している土木設備等
		建物附属設備	建築設備、受変電設備、自家発電装置、家屋の賃借人が施した内装・内部造作・建築設備等
2	機械及び装置	印刷機械、工作機械等の各種産業用機械、ロードローラー・ショベルローラー・ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械で道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（詳細は次ページ参照）、太陽光発電設備、駐車場機械装置等	
3	船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、貸ボート、貸ヨット等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両・運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（詳細は次ページ参照）、農耕作業用自動車(トラクター、コンバイン、田植機等)で最高時速が35km以上のもの、その他の運搬具等（ 自動車税や小型特殊自動車を含む軽自動車税が課税されるものを除く ）	
6	工具・器具及び備品	各種医療機器、測定工具、切削工具、応接セット、机、イス、ロッカー、金庫、その他事務機器、エアコン、テレビ、レジスター、ショーケース、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、理美容機器、厨房機器・用品、通信・光学機器、遊技機、コピー機、パソコン機器、LAN 設備、各種工具等	

※（参考）大型特殊自動車とは？

●建設作業用等（ショベルカー、ロードローラー、フォークリフト等）の場合

次の要件の1つでも満たすものは、大型特殊自動車となり、申告が必要です。

- ◆ 自動車の長さ：4.7mを超えるもの
- ◆ 自動車の幅：1.7mを超えるもの
- ◆ 自動車の高さ：2.8mを超えるもの
- ◆ 最高速度：毎時15kmを超えるもの

●農耕作業用等（農耕トラクター、農業用薬剤散布車、田植え機等）の場合

自動車の大きさを問わず、次の要件を満たすものは、大型特殊自動車となり、申告が必要です。

- ◆ 最高速度：毎時35km以上のもの

大型特殊自動車でナンバー登録している場合の「分類番号」は次の通り。

建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」、「0AA～0ZZ」

建設機械以外：「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」、「9AA～9ZZ」

<p>〈建設機械の場合〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">奈良09 あ 12-34</td> </tr> </table>	奈良09 あ 12-34	<p>〈建設機械以外の場合〉</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">奈良99 い 45-67</td> </tr> </table>	奈良99 い 45-67
奈良09 あ 12-34			
奈良99 い 45-67			

上記に該当しないものは、小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の対象となります。

(3) 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備）について

設置者及び消費電力量による償却資産申告の区分については、下記のとおりです。

※ ただし、家屋の建材（屋根素材等）として使用されている場合は除きます。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人（住宅用）	○（課税対象の場合あり） 家屋の屋根などに太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は事業用資産となり申告が必要です。	×（課税なし） 売電するための事業用資産とならない場合は申告が不要です。
個人（事業用）	○（課税対象） 個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象となります。	
法人	○（課税対象） 事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電にかかわらず課税対象となります。	

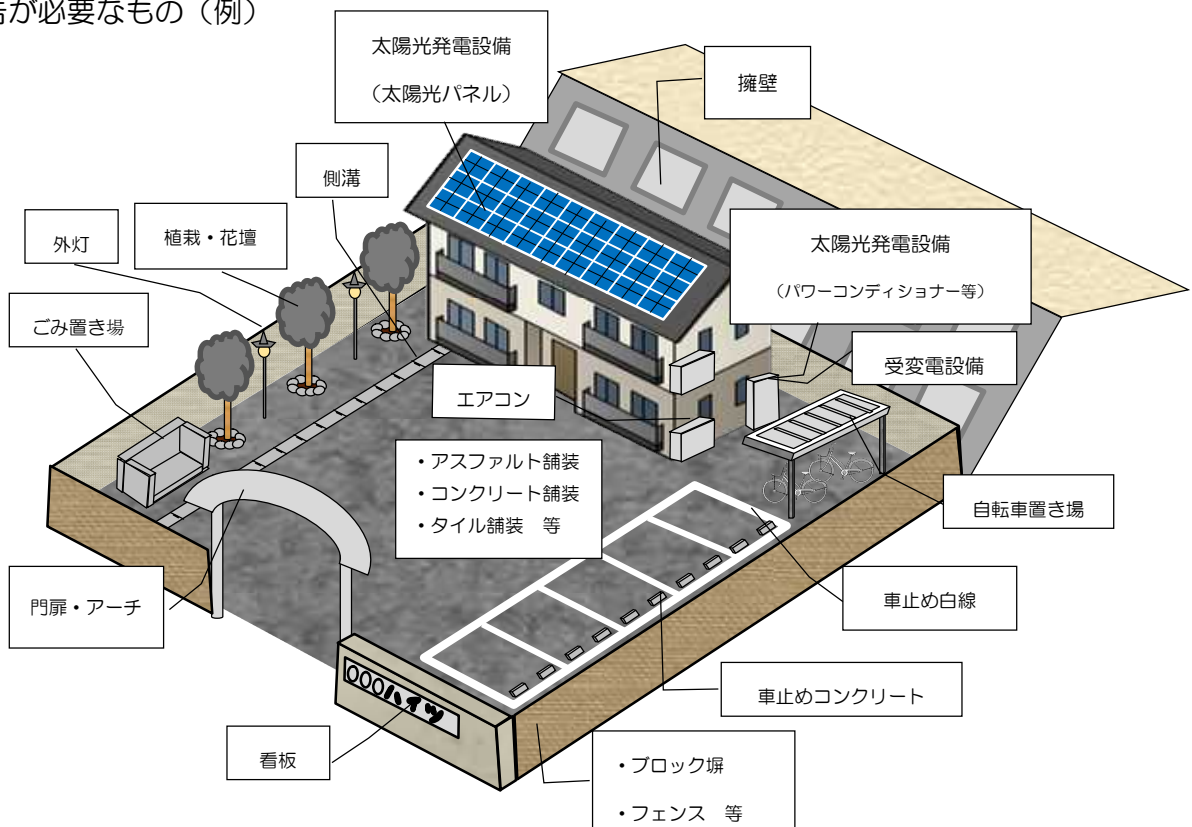
発電にかかる設備（例示）

- ・太陽光パネル（家屋の建材のものは除く）
- ・架台（家屋の建材のものは除く）
- ・接続ユニット、表示ユニット
- ・パワーコンディショナー、電力計 等

(4) 賃貸住宅の主な償却資産

下記の図に示されている資産は、償却資産として申告対象となる場合があります。

◎申告が必要なもの（例）



図で示している資産別に例示しますと以下のとおりです。()内の数字は耐用年数です。

資産の種類	主なもの
構 築 物	アスファルト舗装 (10)・コンクリート舗装 (15)・タイル舗装 (15)、車止め (10)、白線 (10)、ブロック塀 (15)、フェンス (10)、門扉・アーチ・金属製看板 (20)、緑化設備 (植栽など) (20)、擁壁 (30~50)、外灯 (10)、ゴミ置き場 (7)、側溝 (15) など
機械・装置	太陽光発電設備 (太陽光パネル・パワーコンディショナー等) (17)、受変電設備 (15)、屋外給排水設備 (15) など
工具・器具・備品	エアコン (6)、看板 (10)、郵便受・宅配ボックス (10) など

※ 上記の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、必要経費に算入されている耐用年数での申告をお願いします。

【※】 次のような資産も申告対象です。

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定付帯設備といいます。

特定付帯設備は、地方税法第 343 条第 10 項及び河合町税条例第 54 条第 8 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(5) 附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

家屋として取り扱われる附帯設備は、家屋の所有者が所有する設備で、**家屋と構造上一体となつて**、家屋の効用を高めるものをいいますが、償却資産として区分されるものもあります。

【家屋と償却資産の区分について（例示）】

設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
発電設備	-	自家用発電設備・受変電設備
動力配線配管設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備
電灯照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備
電話設備	配線・配管	電話機、交換機等の装置・機具類
電気時計設備		時計、配電盤等の装置・器具類
消火装置	消火栓設備、スプリンクラー	消火栓設備のホース・ノズル、消化器
中央監視装置	-	設備一式
避雷設備、換気設備、衛生設備	設備一式	-
し尿浄化槽設備	家屋と一体となっている設備	左記以外の設備
ガス設備、給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備
冷暖房設備	家屋と一体となっている設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備
厨房設備、洗濯設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備
運搬設備	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度のもの
ガソリンスタンドのキャノピー	ビル又は事務所と一体のもの	左記以外のもの

(注) 上記はあくまでも参考で示したものであり、必ずしもこの例示によるものではありません。

「家屋と構造上一体となっている」とは（例示）

- ・ 家屋に埋め込まれているなど取り外しが困難で、別の場所に自在に移動できない設備
- ・ 壁仕上、天井仕上、床仕上等の裏側に取り付けられている設備

「家屋の効用を高めるもの」とは（例示）

- ・ 「家屋自体の利便性」を高めるもので、通常の家屋に設置される設備（※但し、事業又は業務上の利便性を高める為に必要な設備は家屋に含まれず、償却資産の課税客体となります。）
 （例）工場等のように物の生産、加工を生業とする者がその業務のために必要な設備など。

業種別の主な償却資産

店舗種類	具体例
各業種共通のもの	駐車(輪)場設備、受変電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、冷蔵庫、屋外給排水設備、屋外照明設備、事務機器、福利厚生設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚(台)、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲食店	接客用家具、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、日よけ、室内装飾品等
理・美容業	ドライヤー・パーマ器、消毒殺菌機、サインポール、理美容イス、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機、ボイラー等
製パン業 製菓業	窯、カウンター、業務用冷蔵庫、陳列棚、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器)、調剤機器、薬品戸棚、各種事務機器、待合室用イス、手術機器、歯科治療ユニット、ファイバースコープ等
不動産賃貸業	駐車場設備、受変電設備、外構工事一式、屋外設備、看板、自転車置場等
駐車場業	舗装路面、柵、駐車装置(機械設備・ターンテーブル)、駐車場料金精算機等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、グラインダー、梱包機、製造設備等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機等
バー・喫茶店・軽食	ステレオ、厨房設備、楽器、ミラーボール、放送設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、スロット台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視装置、事務機器、内外装、スポット照明設備等
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機等
建設業	建設用大型特殊車両、ブルドーザー、パワーショベル、ブロックケージ、コンクリートカッター、ポンプ、ミキサー、ポータブル発電機等
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、ジャッキ、塗装設備、溶接機、検査器具、充電器、洗車機等
ガソリンスタンド	地下タンク、洗車機、検査器具、充電器、ジャッキ、地下槽、ガソリン計量器、自動販売機、独立キャノピー、屋外照明設備等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
テニスクラブ ゴルフ場	看板、テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、ネット、ボール貸出機、人工芝、芝刈り機、屋外照明機等
カラオケ業	カラオケ機器、照明設備、接客用家具等
農業	ビニールハウス、田植機、稲刈り機、乾燥機、製茶機、野菜洗浄機、冷蔵庫等

2. 償却資産の申告について

(1) 申告をしていただく必要がある方

毎年1月1日（賦課期日）時点で、河合町内に事業の用に供する資産を所有している方が対象となります。

なお、河合町内に2ヶ所以上の資産所在地がある場合は、それぞれの所在地を明記のうえ、町内のすべての事業所分をまとめて申告してください。

また、次の方も申告の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 償却資産を他に賃貸している方
- ・ 償却資産の所有者が不明の場合は、現に使用されている方
- ・ 建物を借りて事業をされている方

① 所有権留保付割賦販売により購入した資産

割賦販売により購入した資産については、所有権が売り主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。（地方税法第342条第3項、総務省取扱通知）

② リース資産（ファイナンスリース）

リース資産については、通常、貸主であるリース会社からの申告となり、借主は申告の必要はありません。（所有権移転外ファイナンスリース）

ただし、所有権が借主に移転するもの（所有権移転リース）、リース期間終了後に譲渡されることになっているもの、譲渡しない場合であっても無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約において定められているもののように、所有権留保付割賦販売に相当するものなど借主が申告をする必要があるものもあります。取扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

③ 事業用資産を所有されていない方

資産の所有が無い旨を「18 備考」欄にご記入いただき申告をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日（賦課期日）時点で、事業の用に供することができる資産が対象となります。また、次の償却資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 減価償却が終わり、帳簿上は、備忘価格で計上されている資産（償却済資産）
- ・ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供している資産
- ・ 稼働を休止しているが、事業の用に供することができる状態にある資産（遊休資産）
- ・ すでに完成しているが、まだ稼働していない資産（未稼働資産）
- ・ 決算期以降に取得された資産で固定資産勘定に計上されていない資産
- ・ 改良費（固定資産の価値を増加させるもの）
- ・ 資本的支出（固定資産の価値を維持させるために支出されたもの、改造や拡張など）
- ・ 代金を完済していない割賦販売資産などの所有権移転リース
- ・ 取得価額が10万円以上30万円未満の資産で中小企業者等が租税特別措置法の規定により即時償却した資産（少額減価償却資産）

(3) 申告の対象とならない資産

- 減価償却の対象となるソフトウェア、権利などの形のない資産（無形減価償却資産）
- 使用可能期間が1年未満の資産
- 取得価額が10万円未満の資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
（ただし、法人の場合は、取得価額が10万円未満の資産も減価償却資産として資産計上していれば申告対象となります。）
- 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して償却を行うことを選択したもの（一括償却資産）
- 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- 骨董品などのように経年経過により価値が減少しないもの
- 商品などの棚卸資産
- 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金、権利金など）
- 牛や馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用、事業用その他これらに準ずる生物を除く）
- 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンスリース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの

取得価額	減価償却の方法	償却資産の取り扱い
10万円未満	—	対象外
	個別に減価償却している（法人のみ）	償却資産の対象
10万円以上 20万円未満	通常の減価償却	償却資産の対象
	一括償却（3年間で償却）	対象外
	即時償却（租税特別措置法による中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）	償却資産の対象
20万円以上 30万円未満	通常の減価償却	償却資産の対象
	即時償却（租税特別措置法による中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）	償却資産の対象
30万円以上	通常の減価償却	償却資産の対象

3. 国税（法人税・所得税）と固定資産税（償却資産）との比較

固定資産税（償却資産）と国税（所得税・法人税）の取扱いと異なる部分は下記のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い （法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日制度（1月1日）	事業年度制度（決算期日）
減価償却の方法	旧定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却制度等	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）の評価方法	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価します）	原則区分評価（一部合算評価）

4. 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税の規定について

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条の規定に該当する償却資産について、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている方は、別途**非課税申告書及び非課税に該当することが確認できる資料等の提出が必要となります。**

(2) 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条の規定に基づき、一定の条件を満たす資産に対して、「課税標準の特例」として税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「特例該当」と記入し、申告書に以下の書類を添付してください。

- 償却資産に係る課税標準の特例適用申請書（河合町ホームページからダウンロード可能）
- 特例に該当することが確認できる書類
- 取得価額が確認できる書類

① 再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例対象について

太陽光発電設備のうち、一定のものについて課税標準の特例が適用されます。

対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費にかかる補助を受けて取得した太陽光発電設備 (※固定価格買取制度の認定を受けて取得された設備は補助を受けることができません)
取得時期	平成30年4月1日 ～ 令和6年3月31日
特例割合	<ul style="list-style-type: none">• 発電出力が1000kW以上のものは課税標準額を4分の3に軽減• 発電出力が1000kW未満のものは課税標準額を3分の2に軽減（※それぞれ3年間分）
必要添付書類	<ul style="list-style-type: none">• 特例適用申請書• 電気事業者との契約がわかる書類• 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが分かる書類• 設置工事費用がわかる書類

※地方税法改正等により、特例内容等が変更になる可能性があります。

② 中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備等に係る課税標準の特例について

中小事業者等が、令和5年4月1日～令和7年3月31日に、町から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得したものは5年間、令和7年3月末までに取得したものは4年間にわたって1/3に軽減されます。

なお、課税標準の特例の対象となる設備は、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備で下表に該当するものです。

設備の種類	最低取得価額（1台1基または一の取得価額）
機械及び装置	160万円
工具	30万円
器具及び備品	30万円
建物附属設備 ※償却資産として課税されるものに限る	60万円

※先端設備等に認定されるソフトウェアや中古資産については適用外です。

※ファイナンスリースによる取得も含まれます。

特例適用には、以下の書類が必要となりますので、ご確認の上、ご提出ください。

- 特例適用申請書（河合町ホームページからダウンロード可能です）
 - 先端設備等導入計画の認定書の写し
 - 誓約書兼承認書（河合町様式）の写し
 - 認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し
 - 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
 - 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ方針を表明する場合）
- ※賃上げ方針を計画内に位置付けることができるのは新規申請時のみです。
変更申請時に賃上げ方針を計画内に追加することはできません。

なお、特例の適用には、**設備取得前**に認定経営革新等支援機関の確認書を取得した上で先端設備等導入計画を河合町の観光振興課に申請し、認定を受けていることが必要です。詳しくは河合町のホームページにてご確認ください。

※法律改正等により、特例内容等が変更になる可能性があります。



5. 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

(1) 評価額、課税標準額の算出方法

償却資産の評価は、資産の一品ごとに取得価額を基準とし、取得年月日・耐用年数から、賦課期日（1月1日）時点の評価額を計算します。

- 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

- 前年前に取得したもの

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$$

個々の資産について、課税標準の特例がある場合は評価額に特例率を乗じた額を、特例がない場合は評価額を課税標準額とします。

計算例 評価額の算出方法

取得価額 10,000,000 円

取得年月 令和2年3月

耐用年数 7年（減価率 0.280）

※減価率は「耐用年数に応ずる減価償却率及び減価残存率表」をご参照ください。

年度	取得価額 (次年度以降は前年度評価額)	減価残存率	評価額
令和3年度	10,000,000 円	$\times (1 - 0.280 \times 1/2)$	= 8,600,000 円
令和4年度	8,600,000 円	$\times (1 - 0.280)$	= 6,192,000 円
令和5年度	6,192,000 円	$\times (1 - 0.280)$	= 4,458,240 円
令和6年度	4,458,240 円	$\times (1 - 0.280)$	= 3,209,932 円

※ 以降、毎年この方法より減価させて計算します。（1円未満切捨）

耐用年数を超えて所有している資産についても、同様に評価額を計算します。

なお、**評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。**

(2) 税額の算出

課税標準額（1,000円未満切捨） \times 税率（1.4%） = 税額（100円未満切捨）

計算例 税額の算出方法

納税義務者の課税標準額の合計が 12,345,678 円の場合

$$12,345,000 \times 1.4\% = 172,830 \rightarrow 172,800 \text{ 円が年税額となります。}$$

耐用年数	減価率 (A)	減価残存率		耐用年数	減価率 (A)	減価残存率		耐用年数	減価率 (A)	減価残存率	
		前年中取得分 (1 - A/2)	前年前取得分 (1 - A)			前年中取得分 (1 - A/2)	前年前取得分 (1 - A)			前年中取得分 (1 - A/2)	前年前取得分 (1 - A)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.954	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	75	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977

(3) 償却資産の申告から納税までの流れ

納税義務者にて償却資産申告書（第 26 号様式）・種類別明細書を作成後、毎年 **1 月 31 日（土日の場合は翌開庁日）**までに提出していただきます。



申告書に基づき、1 月 1 日（賦課期日）における課税標準額の計算を行い、算出された課税標準額に税率（1.4%）を乗じて税額を計算します。

※ 課税標準額とは、税額の算定の基礎となる金額です。特例が適用される場合を除き、原則として評価額が課税標準額となります。

※ 課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

ただし、償却資産の有無や上記に関わらず申告が必要です。



申告又は調査に基づいて償却資産の価格などが決定されると、固定資産課税台帳に登録されます。課税台帳は**毎年4月1日（土日の場合は翌開庁日）**から閲覧できます。



河合町では、5月の連休明け頃に納税通知書を発送します。

※ 一括納付または4期別納付となります。（5月・7月・12月・2月の各月末の年4回です。）

※ 口座振替による納付をご希望の方は、税務課収税係までお問い合わせください。

6. 償却資産の申告方法

(1) 申告していただく方

申告方法については以下のとおりです。申告書作成方法につきましては、**17ページからの記載要領**を参照してください。

① 初めて申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1月2日以降に河合町内で新たに事業を開始された方 ・今回初めて申告される方
申告する資産	・毎年1月1日現在、河合町内に所有しているすべての償却資産
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・固定資産台帳の写し又は減価償却資産明細書の写し
その他	<p>リース資産のみの場合や該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載の上、必ず申告書を提出してください。</p> <p>また、資産の所在地等の記載をしてください。</p>

② 前年度以前に申告された方 → 全資産・資産の増加・減少を申告してください。

申告対象者	<p>前年度までに申告された方</p> <p>※前年中に資産の増減がない場合でも必ず申告をお願いします。</p>
申告する資産	<ul style="list-style-type: none"> ・全資産、前年中の増加資産、減少資産（前年中とは前年の1月2日から今年の1月1日までの間） ・前年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れ等があった資産
提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・種類別明細書（減少資産用）
その他	<p>事業の廃業・解散などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載の上、必ず申告書を提出してください。</p> <p>また、資産の所在地等の記載をしてください。</p>

(注) リース会社がリース（貸出）資産を申告する場合において、資産の所在（貸出先名）を種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に記載してください。

③ 電算処理により申告される方 → 所有している全ての償却資産を申告してください。

償却資産申告書 〈提出部数各1部〉	全国的に統一された第26号様式ベースにより、申告してください。
種類別明細書 （増加資産・全資産用） （減少資産用） 〈提出部数各1部〉	<p>全国的に統一された第26号様式ベースにより、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。 ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算で行うこと。 ③ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準を記載すること。また、特例適用の申請書を添付すること。 <p>※添付資料については、10・11ページを参照してください。</p>

	<p>④ 種類別明細書は資産種類ごとに区分して作成し、合計額を記載すること。</p> <p>⑤ 資本的支出（改良費）については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。</p> <p>⑥ 償却可能限度額は、取得価額又は資本的支出の95%までとすること。</p>
--	--

（注）リース会社が電算処理により、毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書については下記の対応でも可能です。

- ・ 行数を増加すること
- ・ 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。（別紙任意様式でも可）

（2）電子申告（eLTAX:エルタックス）について

電子申告（eLTAX）により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます。

河合町では、インターネットによる電子申告（eLTAX）の受け付けをしています。

- 利用可能なサービス
償却資産申告書のほか法人住民税、個人住民税の給与支払報告書などが提出できます。
- eLTAXの利用方法
eLTAXを利用できるパソコンの環境や電子証明書の取得等の手続きが必要です。
詳細については、eLTAX ホームページをご参照ください。
eLTAX ホームページアドレス <http://www.eltax.lta.go.jp>

（3）申告書の提出先

申告書の提出は、河合町役場総務部税務課までお願いいたします。

※ ファックスによる申告書提出は受け付けておりません。

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝は除く）

※ 申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、**切手を貼り付けた返信用封筒**を同封してください。

（4）調査協力をお願い

河合町では国（総務省）の指導に基づいて、申告内容の確認や、未申告の調査に取り組んでいます。

地方税法第353条及び第408条に基づいて、減価償却資産明細書（又は固定資産台帳）の写しの提出をお願いすることや、電話や文書での問い合わせ、償却資産の実地調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。なお、実地調査に伴い追加・修正申告をお願いすることがありますが、その場合には、**遡及して課税**（地方税法第17条の5第5項により5年度分、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は、同法第17条の5第7項の規定により7年度分）**することになりますので、あらかじめご了承ください。**

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を実施しています。ご理解のほどお願いいたします。

(5) 申告されない方、または虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条及び河合町税条例第 75 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合、同法第 385 条の規定により罰金を科せられることとなります。

【申告書の提出先・お問い合わせ先】

〒636-8501

奈良県北葛城郡河合町池部 1 丁目 1 番 1 号

河合町役場 総務部税務課 固定資産税係

☎代表番号 0745-57-0200

※2023年11月17日 改訂

※本表は資産をお持ちである場合、毎年提出が必要です

第二十六号様式（提出用）

令和 ○ 年 1 月 ○ 日 令和 ○ 年度

受付印

河合町長

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

事業種目を具体的に記入してください。

所有者コード

年度を記入してください。

個人の場合は所有者の住所、法人の場合は、本店の所在地又は主たる事業所の所在地を記入してください。

別の場所へ送付を希望される場合は、別途申し出ください。

個人の場合は所有者の氏名を記入してください。

法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記入してください。

・「前年前に取得したもの(イ)」前年前に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。

・「前年中に減少したもの(ロ)」前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。

・「前年中に取得したもの(ハ)」前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記入してください。

住所 (フリガナ) 1 住所 奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1 (電話 0745-57-0200)

2 氏名 (フリガナ) 株式会社 池部 代表取締役 河合 太郎 (屋号 池部印刷)

個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記入してください。

3 個人番号又は法人番号 00000000000000

4 事業種目(資本等) 印刷業 (100 百万円)

5 開始年月 昭和 63 年 4 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 河合 太郎 (電話 0745-57-0200)

7 税理士等の氏名 税理士 奈良 花子 (電話 0745-56-4002)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物	3,650,000			3,650,000
2 機械及び装置	9,978,000	1,000,000	8,996,500	17,974,500
3 航空機				
4 車両及び運搬具				
5 船舶				
6 工具、器具及び備品	1,910,000	250,000		1,660,000
7 合計	15,538,000	1,250,000	8,996,500	23,284,500

資産の種類	評 価 額 (ホ)			決 定 価 格 (ヘ)			課 税 標 準 額 (ト)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構築物									
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

※河合町処理欄

システム	台帳
入力	
審査・確認	

15 市(区)町村内 河合町池部1-1-1 における事業所等資産の所在地

16 借用資産 有・無

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 以下項目にあてはまる場合は○で囲んでください。
・前年中 資産増減無し
・該当資産無し
・転出・廃業・解散等 (年 月 日)

住所と資産所在地が同一の場合も含めて町内全ての資産所在地を記入してください。

書ききれない場合は備考欄あるいは別の用紙(任意様式)に記入してください。

他から借り受けた資産(リース資産)の有無について、該当する方を○で囲んでください。

なお、有の場合は貸主の名称及び資産名を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

「評価額(ホ)」、「決定価格(ヘ)」、「課税標準額(ト)」の欄は記入の必要はありません。(ただし、自己電算処理により全資産申告をされる場合は記入してください。)

該当する項目を全て○で囲んでください。

その他、次のような事項を記入してください。

- ・添付書類がある場合は、その名称
- ・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に変更があった場合は、異動年月日、旧住所及び旧氏名又は旧名称等
- ・その他、この申告に必要な事項

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 ○ 年度		所有者コード		資産の種類		資産の名称等		取得年月		取得価額		耐用年数		減価残存率		価額		課税標準の特例		課税標準額		増加事由		摘要	
行番号	資産の種類	資産コード	数量	年号	年	月	取得年月	取得価額				耐用年数	減価残存率	価額				率	コード	課税標準額				増加事由	摘要
								十億	百万	千	円			十億	百万	千	円			十億	百万	千	円		
01	1		1	4	28	4		3	650	000	10	0.										1	2		
02	2		1	5	2	4		7	328	000	10	0.										1	2		
03	2		1	4	00	0		1	650	000	7	0.										1	2		
	2		1	5	00	0		8	996	500	4	0.										1	2		
05	6		1	4	00	0		1	260	000	8	0.										1	2		
06	6		1	4	00	0			400	000	4	0.										1	2		
07												0.													
08												0.													
09												0.													
10												0.													
11												0.													
12												0.													
13												0.													
14												0.													
15												0.													
16												0.													
17												0.													
18												0.													
19												0.													
20												0.													
小計								23	284	500															

- 1...構築物
- 2...機械及び装置
- 3...船舶
- 4...航空機
- 5...車両及び運搬具
- 6...工具、器具及び備品

資産の名称や型式など具体的に記入してください。改良費は「○○○改良費」のように記入してください。

年度を記入してください。

個数又は台数を記入してください。

3(昭和)
4(平成)
5(令和)
取得した年号を数字で記入してください。

資産を取得するために要した金額(附帯費を含む)を記入してください。
・改良費の支出がある場合には、本体部分と区別して記入してください。
・国税の申告で消費税込みで計上されている場合は、消費税込みの金額を記入してください。
・圧縮記帳は地方税法では認められていませんので、圧縮前の取得金額を記入してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた耐用年数を記入してください。但し、中古資産で見積耐用年数を適用している場合や、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその年数を記入してください。

減価残存率・価格・課税標準の特例・課税標準額の欄は
記入の必要はありません
(但し、自己電算処理により全資産申告をされる場合は記入してください)

該当する事項を○で囲んでください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他

注意 「取得年月の年号」の欄は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。
注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

種類別明細書（減少資産用）

令和〇年度

所有者コード ※
 年度を記入してください。

※
 所有者名
株式会社 池部
 枚のうち
 枚目

- 1…構築物
 - 2…機械及び装置
 - 3…船舶
 - 4…航空機
 - 5…車両及び運搬具
 - 6…工具、器具及び備品
- 前年中に減少した資産の名称や型式など具体的に記入してください。

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 十億 百万 千 円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要
					年号	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	
1	2		製本用機材	1	4	16	6	1 000 000			1・2	3・4	1・2	
02	6		ルームエアコン	2	5	2	11	250 000			1・2	3・4	1・2	
03											1・2・3・4		2	
04											1・2・3・4		1・2	
05											1・2・3・4		1・2	
06											1・2・3・4		1・2	
07											1・2・3・4		1・2	
08											1・2・3・4		1・2	
09											1・2・3・4		1・2	
10											1・2・3・4		1・2	
11											1・2・3・4		1・2	
12											1・2・3・4		1・2	
13											1・2・3・4		1・2	
14											1・2・3・4		1・2	
15											1・2・3・4		1・2	
16											1・2・3・4		1・2	
17											1・2・3・4		1・2	
18											1・2・3・4		1・2	
19											1・2・3・4		1・2	
20											1・2・3・4		1・2	
小 計								1 250 000						

減少する個数又は台数を記入してください。

3(昭和)
4(平成)
5(令和)
取得した年号を数字で記入してください。

一部減少の場合は減少分の取得価額を記入してください。

該当する事項を○で囲んでください。
 1:売却
2:減失
3:移動
4:その他

減少した区分を○で囲んでください。

注意 「取得年月の年号」の欄は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。